

JAPAN NATIONAL COUNCIL OF SOCIAL WELFARE  
**ANNUAL REPORT**


全国社会福祉協議会はともに生きる豊かな地域社会をめざします

**2021-  
2022**

年次報告書



ふれあいネットワーク

 全国社会福祉協議会

# ANNUAL REPORT

2021-2022

年次報告書

## 3 Top message

### 4 新型コロナウイルス感染症と社会福祉

### 6 特集

全社協 福祉ビジョン2020の推進～ 本会構成組織における取り組み

- ・ 民生委員・児童委員による取り組み
- ・ 社会福祉法人による取り組み
- ・ 市区町村社会福祉協議会の取り組み
- ・ 各種別協議会の取り組み

### 16 活動ハイライト2021

- ・ この1年間の取り組みから
- ・ 数字で見る全社協2021

### 22 全社協の組織・法人概要

分野別全国団体(内部組織)の活動紹介

### 26 参考 社協活動等データ集2022

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 社会福祉法人・福祉施設

#### 編集方針

全社協の事業や活動、実績、組織概要等を紹介し、社会福祉関係者・関係団体、他分野の団体、マスコミ、さらには一般の皆様への広報活動や理解促進に役立てていただくことを目的に刊行しています。

#### 報告範囲

全国社会福祉協議会および種別協議会・団体連絡協議会の活動

#### 対象期間

2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)の取り組み実績をもとに作成しています。

さらに、できるだけ発行直前までの最新の情報を掲載しています。

#### 写真掲載

事前に承諾を得ています。

## Top message

# 「ともに生きる豊かな地域社会」 をめざして

世界的なパンデミックの発生から2年半が経過し、感染防止と社会経済活動の両立に向けた動きも徐々に進みつつあります。しかし、まだまだ厳しい状況の続くなかで、福祉現場においては常に緊張を強いられる状況は変わりません。利用者のみならず自身の感染不安のなかにあっても、全国の福祉関係の皆様には、さまざまな生活課題に直面する人びとへの支援を途切れることなく続けていただいておりますことに、心から敬意を表しますとともに御礼を申し上げます。

さて、本会の「アニュアルレポート2022」を発行させていただくこととなりました。

本レポートは、主にこの1年間の本会の活動概要を紹介しているものですが、本年度版の特集では、本会が一昨年度取りまとめ、福祉関係者横断による向こう10年間の取り組みの方向性を示した「全社協福祉ビジョン2020」の実現に向けて、本会の各構成組織がそれぞれに策定した「行動方針」を紹介しています。民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、そして社会福祉協議会が、それぞれの特性を活かしつつ、どのような取り組みを進めていこうとしているのか、具体的な目標や活動の重点などを紹介しています。

現在、国においては全世代型社会保障制度構築をめざした議論が行われています。とくに我が国の将来を支える人材を育む「未来への投資」として、子育てや若者世代への支援は、重要な柱の一つとされています。令和5年4月には「こども家庭庁」が創設され、強い司令塔機能を発揮することが期待されています。

本会におきましても、国のめざす地域共生社会に通じる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を「全社協福祉ビジョン2020」の目標としています。

今後も、全国の社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設など幅広い関係者とのネットワークを活かし、積極的な政策提言と現場実践の推進に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。



社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
会長 清家 篤

# 新型コロナウイルス感染症 と社会福祉

## ～感染の長期化のなかでの 福祉関係者の闘い～

2020(令和2)年1月に国内初の陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症。以来2年半が経過しましたが、相次ぐ変異株の出現により感染の波を繰り返し、国内の累計感染者数は1,900万人を超えました(2022(令和4)年9月1日現在)。

この間、社会福祉の現場においては、福祉施設での相次ぐクラスター(集団感染)の発生、経済・社会活動の制約に伴う経済的困窮者の急増、さらには社協や民生委員・児童委員、ボランティア等による地域活動の制限など、多くの困難に直面するところとなりました。しかし、そうした厳しい状況のなかにあっても、福祉現場を支える人びとの強い使命感、さらには新たな活動方法の工夫などにより、全国で“withコロナ”の闘いが続いています。

### 1. 人びとの命と生活を守り続ける ～福祉施設・事業所の事業継続支援～

医療同様、福祉の仕事は「エッセンシャルワーク」であり、福祉施設、在宅福祉サービス等は国民の命と生活を守るために不可欠なサービスです。そして、その担い手である福祉現場の職員は、まさに「エッセンシャルワーカー」といえます。

しかし、福祉の現場は常に自分自身の感染リスクと向き合い続ける場でもあり、繰り返し感染の波が押し寄せるなかにあって、精神面を含め、職員の負担には大きなものがあります。

厳しい環境下で業務にあたる職員を支えるため、全社協やその構成団体である各種別協議会においては、感染対策に必要な予算の確保、医療関係者と同様のワクチンの優先接種などの実現のために、厚生労働大臣や関係国会議員等への要望活動を繰り返し展開してきました。とくに介護関係施設等の職員は当初からワクチンの優先接種対象とされていましたが、保育所や児童養護施設などの児童福祉施設の職員は優先接種の対象とされていないことにつ

いて、対象とするよう繰り返し要望を行いました。また、同じ高齢者介護で重要な役割を担うホームヘルパーや地域包括支援センター、住民の権利擁護を担う市区町村社協の日常生活自立支援事業担当職員等についても優先接種の必要性を訴えました。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した福祉施設は、2022年1月時点で延べ1万4千施設を数え、クラスター発生施設も相当数に上りました(「福祉新聞」調べ)。とくに第6波以後、感染者が急増するなかでは、職員本人の感染に加え、家族が感染し濃厚接触者となる職員も急増、福祉現場の職員体制は厳しい状況となりましたが、一人ひとりの強い使命感など、まさに福祉の「現場力」によりサービス提供を維持してきました。

全社協の種別協議会においても、全国社会福祉法人経営者協議会では感染者が発生した全国2千を超える会員法人に「緊急見舞金」を送るなど、それぞれに会員への個別支援に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症 感染状況の推移(第1波～第7波)

令和4年8月、全社協作成

感染の波	期間及びピーク時の感染者数	この時期の状況
第1波	2020年3月～5月頃/4月11日 720人	治療法が未確立の時期
第2波	2020年7月～9月頃/8月5日 1,605人	
第3波	2020年11月～2021年2月頃/1月8日 7,956人	治療法が進化するも、変異種のアルファ株の出現
第4波	2021年3月～6月頃/5月8日 7,234人	ワクチン接種の開始
第5波	2021年7月～9月頃/8月20日 2万5,995人	毒性の強い変異種デルタ株の出現
第6波	2022年1月～3月頃/2月3日 10万4,470人	感染力の強い変異種オミクロン株の出現
第7波	2022年7月～	さらに感染力の強いオミクロン株BA.5の流行



## 2. コロナ禍により生活困窮に陥った人びとを支える ～特例貸付の実施～

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済・社会活動にも大きな影響を及ぼし、不安定な就労状況にあった人びとを中心に、休業や勤務日数減等に伴う減収により多くの生活困窮者を生じさせました。

こうした人びと（世帯）を支えるため、全国の社協においては、感染初期の2020年3月、他に公的な支援施策が整わない状況を受け、緊急的な資金ニーズに応えるべく、生活福祉資金の一部である緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付（貸付上限額の引き上げ、貸付要件の緩和）を開始しました。

緊急かつ時限的な措置を前提とした特例貸付でし

たが、感染の波を繰り返すなか、10回にわたる期間延長を重ね、両資金を合わせた貸付決定件数は約330万件、決定金額は1兆4千億円を超える未曾有の規模となりました(2022年8月現在)。

特例貸付は、多くの人びとの生活を支える一方、それを担う社協職員の負担はきわめて大きく、心身の不調に陥る職員、それにより退職を余儀なくされる職員も少なくありませんでした。2023(令和5)年1月からは借受人からの償還が開始されますが、これに伴う住民税非課税世帯の償還免除対応等、さらに膨大な業務が生じることとなります。

### 新型コロナ対応 特例貸付の推移（決定件数・決定金額）

令和4年8月現在

年度	資金種類	緊急小口資金	総合支援資金		合計
			初回(延長含む)	再貸付	
2020年度		111.9万件	65.7万件	14.4万件	192.0万件
		2,073.7億円	5,015.5億円	755.9億円	7,845.1億円
2021年度		40.7万件	40.6万件	45.3万件	126.6万件
		781.9億円	2,709.5億円	2,364.6億円	5,856.0億円
2022年度		5.9万件	5.3万件	—	11.2万件
		113.4億円	275.4億円	—	388.8億円
合計		158.5万件	111.6万件	59.7万件	329.8万件
		2,969.0億円	8,000.4億円	3,120.5億円	1兆4,089.9億円

## 3. 地域のつながり、地域の絆を守る ～地域福祉活動の新たな展開策の模索～

コロナ禍にあつては、市区町村社協や民生委員・児童委員、さらにはボランティア団体等が実施してきたさまざまな地域福祉活動も多くの制約を受けることとなりました。

多くの地域住民が参加する社協等による「サロン活動」、民生委員・児童委員による高齢者世帯等の訪問活動、ボランティア団体による各種行事なども見合わせが続くなど、大きな制約や困難を伴うこととなりました。住民の支え合いを基盤とする「地域共生社会」の実現をめざす一方、コロナ禍は地域住民のつながり、地域の絆を弱めることとなりました。

しかし時間の経過とともに、市区町村社協や民生委員・児童委員等もそれぞれに、たとえばweb会議システムの活用などにより、感染防止に配慮した新たな活動方法を模索し、その活動を再開しつつあります。

全社協においても、地域のつながりを守り、発展させていくため、関係する全国団体と共同で「未来の豊かなつながりアクション」を提唱、コロナ禍にあつても地域のつながりをあきらめずに取り組む各地の活動事例を紹介するホームページを開設するなど、新たな地域福祉実践を応援しています。



「未来の豊かなつながりアクション」のホームページから

## 特集

# 全社協 福祉ビジョン 2020の推進

## 本会構成組織における取り組み

### 「全社協 福祉ビジョン2020」について

「2040年問題」が社会的にも大きな課題となるなか、全社協では、この2040年を見据えつつ、2030年までの向こう10年間の福祉関係者の取り組みについて、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、老人クラブ等の関係者によるこれまでの取り組みや成果をさらに発展させつつ今後につなげていくため、その主体的かつ横断的な取り組みの羅針盤として、2020（令和2）年2月に「全社協 福祉ビジョン 2020」（以下、「福祉ビジョン2020」）を策定しました。

### 「ともに生きる豊かな地域社会」 の実現をめざす

社会福祉組織・関係者は、長年にわたり多様な福祉実践を積み重ね、社会福祉諸制度の創設や改革とともに、実践としての福祉のまちづくりに取り組んできました。これは、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現につながるものといえます。

また、国際的には、2030年を年限とする国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現にも通じるものといえます。

「福祉ビジョン2020」では、福祉関係者がその実現をめざす社会を「ともに生きる豊かな地域社会」としています。「ともに生きる豊かな地域社会」とは、住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合い、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会であり、「福祉ビジョン2020」ではその実現に向けて8つの取り組みを示しています。

そして、その具体的実践を進めるため、全社協の各構成組織等に「行動方針」の策定を呼びかけました。各構成組織においては、2021年度までにすべての種別協議会および地域福祉推進委員会（都道府県・市区町村社協が参加）が、それぞれ「行動方針」を策定しました。

## 「福祉ビジョン2020」8つの取り組み

- 1 重層的に連携・協働を深める
- 2 多様な実践を増進する
- 3 福祉を支える人材(福祉人材)の確保・育成・定着を図る
- 4 福祉サービスの質と効率性の向上を図る
- 5 福祉組織の基盤を強化する
- 6 国・自治体とのパートナーシップを強める
- 7 地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
- 8 災害に備える

「全社協 福祉ビジョン2020」  
の具体化を図るために、  
**組織ごとの**  
**「行動方針」の策定**  
を呼びかけ

また本会(全社協)では、「福祉ビジョン2020」の推進にあたって、自らの取り組みを「全社協 行動方針」(重点7項目)として2020年9月に策定、2021(令和3)年度においては、この「行動方針」に掲げる7項目を事業の重点として取り組みました。

## 全社協 行動方針

- 1 「福祉ビジョン2020」の推進を図ります
- 2 地域共生社会の実現に向け、多様な実践を図ります
- 3 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図ります
- 4 福祉サービスの質と効率性の向上を図ります
- 5 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設の基盤強化を図ります
- 6 災害発生時に迅速な支援ができるよう、平時から体制整備を図ります
- 7 福祉のナショナルセンターとしての組織運営を図ります

「行動方針」は、各種別協議会等において、それぞれの会員等の特性や担うべき役割・機能を踏まえ、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに向けた具体的な目標や重点、具体的実践等を示すもので、各組織において、全国の会員等が一体となった取り組みを進めるための基本ともなるものです。「行動方針」の策定過程を通じて、各協議会等が自らの事業・組織上の課題を整理することにもつながっており、今後の活動等の方向性を考える契機ともなりました。

# 地域共生社会の実現に向けた 民生委員・児童委員、 民児協としての行動方針



全国23万人余の民生委員・児童委員（以下、「民生委員」）の全国組織である全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）は、2022（令和4）年3月、「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針」（以下、「行動方針」）を策定しました。

これは国が進める地域共生社会の実現に向けて、民生委員それぞれが、また民生委員によって組織される各地の民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」）がどのように活動していくのか、その方向性を示したものと いえます。

具体的には以下の6項目であり、これらはいずれも民生委員が積み重ねてきた活動の基本そのものでもあります。

## 【民生委員、民児協の行動方針】

- ①気づく
- ②つなぎ、見守る
- ③つなぎ先を増やす
- ④地域に活動を伝える
- ⑤住民相互に支えあう地域をつくる
- ⑥災害に備える

地域共生社会の実現に向けた取り組みの考え方は民生委員活動そのものと重なるものであり、だからこそ、この「行動方針」では民生委員活動の基本をあらためて確認し、今後、なお一層の取り組みを進めていくことをめざしています。

さらに、この「行動方針」は、全社協が「福祉ビジョン2020」のなかで示す考え方とも共通するものといえます。とくに「行動方針」にあわせて紹介している各地の民児協における先行事例は、全社協の「ビジョン」が包含するSDGs（国連が定めた持続可能な開発目

標）の個別目標との共通性について整理している点も特徴です。

住民の身近な相談相手であり見守り役である民生委員は、日々、地域にあって活動しています。そのなかで直面する住民の課題は時代と共に変化し、それに応じた活動が求められます。

そのため全民児連では、民生委員活動、民児協の活動の基本的方向性や重点課題を10年ごとに「活動強化方策」として提示しています。現在の「活動強化方策」は2017（平成29）年の民生委員制度創設100周年に際して策定されたものであり、2027（令和9）年までの10年間を取り組み期間として、「地域のつながり、地域の力を高めるために」など、三つの重点を掲げています。

今回策定された「行動方針」もこの「100周年活動強化方策」を踏まえたものであり、同じく100周年に際して全民児連が定めた向こう10年間の活動スローガン「支えあう 住みよい社会 地域から」の実現をめざすものでもあります。

地域共生社会の実現に向けては、包括的・重層的な支援体制の整備が進められています。しかしなにより大切なのは、課題を抱えた住民をいかに早期に発見し、適切な支援につなげるかであるといえます。だからこそ同じ地域で生活する住民の一員である民生委員に期待されるものは大きく、「表に出づらな深刻な状況にある世帯に早期に気づくことができるのは民生委員・児童委員や自治会なども含めた地域住民であり、それは住民でなくてはできないこと」（平成28年、厚生労働省「地域力強化検討会中間まとめ」とされています）。

地域にあって、「見守り」「発見し」「つなぐ」という民生委員活動の変わらぬ本質は、一層その重要性を増しており、この「行動方針」はそうした全国の民生委員の決意をあらためて示したものと いえます。



# 地域共生社会の実現に向けた 民生委員・児童委員、民児協としての行動指針

行動方針	民生委員制度創設 100周年活動強化方策	全社協 福祉ビジョン2020
<b>1. 気づく</b> 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人びとを把握する。	<b>重点2</b> さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
<b>2. つなぎ、見守る</b> 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。	<b>重点2</b> さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
<b>3. つなぎ先を増やす</b> 「つなぎ先」を増やすために、民児協が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日ごろから関わり、連携・協働を深める。	<b>重点1</b> 地域のつながり、地域の力を高めるために	①重層的に連携・協働を深める ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
<b>4. 地域に活動を伝える</b> 関係機関や地域住民に、民生委員・児童委員が行っている「つなぐ」活動等を伝え、関心・理解を促進する。	<b>重点3</b> 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために	③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑤福祉組織の基盤を強化する ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
<b>5. 住民相互に支えあう地域をつくる</b> 地域住民やさまざまな団体（学校、自治会、商店、企業等）に地域福祉活動を伝えて参加を促進し、住民相互に支えあう地域をつくるとともに、民生委員・児童委員のなりてのすそ野を広げる。	<b>重点1</b> 地域のつながり、地域の力を高めるために	②多様な実践を増進する ③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
<b>6. 災害に備える</b> 平常時に地域をつなぐ活動を行うことで、災害に対して住民が協力しあうことができる地域を構築する。	<b>重点1</b> 地域のつながり、地域の力を高めるために	⑧災害に備える



# 地域福祉を支え、 地域共生社会を主導する 社会福祉法人をめざす

## ～社会福祉法人アクションプラン2025 [中期行動計画]～

社会福祉法人は、「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的な経営に努めるとともに、地域住民の多様な生活課題や福祉ニーズに柔軟かつ主体的に取り組む公共性・公益性かつ信頼性の高い法人です。

この社会福祉法人の経営者の組織である全国社会福祉法人経営者協議会（以下、「全国経営協」）では、2021年4月、全国の社会福祉法人の中期行動計画として「社会福祉法人アクションプラン2025」を策定しました。

少子高齢・人口減少社会の到来により、いわゆる「2040年問題」が迫る我が国にあっては、人びとの地域生活課題はさらに多様化・複雑化することが見込まれています。それに伴い、社会福祉法人においても、それぞれの法人が地域におけるセーフティネットとしての役割を十分に発揮し、地域に根ざした実践を展開することが重要となります。

一方で、社会福祉法人・福祉施設が多様なニーズに柔軟に対応していくためには、それぞれの法人が自律的な経営を確立するとともに、連携・協働しながら事業展開を図っていくことが求められます。

こうした背景のもと、全国経営協が策定したのが2021年度から2025年度の5年間を計画期間とする中期行動計画「社会福祉法人アクションプラン2025」です。

全国経営協では、これまでも5期25年間にわたりアクションプラン（中期行動計画）を策定し、その実践に努めてきたところですが、今回の「アクションプラン2025」は、その前身である「アクションプラン2020」の到達状況の確認のうえで項目の再整理を行うとともに、地域福祉を支え、地域共生社会を主導する社会福祉法人の役割を強調しています。

全国経営協では、この「アクションプラン2025」を、全社協が策定した「福祉ビジョン2020」を具体的な行動に結びつけていくための行動方針と位置づけています。さらに国連が定めた持続可能な開発目標(SDGs)17目標(2015年9月)、および「公益法人ガバナンスコード」(2019年9月、(公財)公益法人協会)との関連を整理したことで、より具体性ある内容となっています。

この「アクションプラン2025」は、社会福祉法人経営に必要な要素を網羅するガバナンス確立のための経営指標であり、公共的・公益的かつ信頼性の高い法人として「10の経営原則」を定めています。

さらに、2040年の社会福祉法人のあるべき姿を念頭に、社会福祉法人に求められる取り組み課題(社会福祉法人行動指針)を「4つの基本姿勢」\*に即して14項目に整理し、それぞれについて「長期ビジョン」と「目的・考え方」、「実践のポイント」(中期目標、行動指針を具現化するための具体的評価項目)を示しています。

### ※＜4つの基本姿勢＞

- ①経営に対する基本姿勢
- ②支援に対する基本姿勢
- ③地域社会に対する基本姿勢
- ④福祉人材に対する基本姿勢

福祉サービスの主たる担い手として、サービスの利用者だけでなく、地域に暮らす人びとの「『生きる』を支える」ため、社会福祉法人は「アクションプラン2025」を道標とし、自己評価を経て、「地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人」としての経営を実現していくことをめざしています。

# 社会福祉法人アクションプラン2025

社会福祉法人の使命(社会的責任)の遂行

## 社会、地域における福祉の充実・発展

- ①社会福祉事業を主とした福祉サービスの供給主体の中心的な役割を果たす
- ②制度の狭間にあるものを含め地域のさまざまな福祉需要にきめ細かく対応する

## アクションプラン2025

社会福祉法人行動指針(社会福祉法人に求められる取組課題)

### I. 経営に対する基本姿勢

- ①経営者としての役割
- ②組織統治の強化
- ③健全で安定的な財務基盤の確立
- ④コンプライアンスの徹底

### II. 支援に対する基本姿勢

- ⑤人権の尊重
- ⑥包括的支援の充実・展開
- ⑦サービスの質の向上
- ⑧安心・安全の環境整備

### III. 地域社会に対する基本姿勢

- ⑨地域共生社会の推進
- ⑩信頼と協力を得るための積極的なPR

### IV. 福祉人材に対する基本姿勢

- ⑪中長期的な人材戦略の構築
- ⑫人材の採用に向けた取組の強化
- ⑬人材の定着に向けた取組の強化
- ⑭人材の育成に向けた取組の強化

## 公共的・公益的かつ信頼性の高い法人経営の原則

- 公益性
- 継続性
- 透明性
- 倫理性
- 非営利性
- 開拓性
- 組織性
- 主体性
- 効率性
- 機動性

SDGs

全社協福祉ビジョン

公益法人ガバナンスコード

## 会員法人

支援

参画

全国経営協

ブロック協議会

都道府県経営協

# 地域の幅広い関係者の 「プラットフォーム(連携・協働の場)」 となる

## ～市区町村社協経営指針(第2次改定版)～

全国の都道府県および市区町村の社会福祉協議会(以下、「社協」)は個々独立した法人であり、その経営方針、事業計画等もそれぞれに定められています。

しかし、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられている社協は、全国すべての都道府県、市町村(特別区を含む)に設置されており、そのネットワークを活かした取り組みにも特徴があります。日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業のように公的な福祉制度の一翼を担うのみならず、たとえば高齢者や子育て家庭を対象に、居場所づくりや仲間づくりを目的として実施する「サロン事業」など、社協が独自に提唱し、広く全国で実践されている活動も少なくありません。

こうした事業展開方策を含め、都道府県や市区町村社協の事業や経営のあり方について調査、検討する場として設けているのが全社協の「地域福祉推進委員会」であり、全国の社協の代表者が参加し、継続的に検討を行っています。

地域福祉推進委員会では、全国の市区町村社協の経営のあり方について、平成15(2003)年に「市区町村社協経営指針」を策定、さらにその後の社協を取り巻く環境変化に応じて適時内容の見直しを行い、2020年7月に第2次となる改定を実施しました。

この第2次改定は、国において地域共生社会の実現に向けた社会福祉法改正が図られ、地域において包括的な支援体制の整備等が進められることとなったことに対応するとともに、全社協が2020年2月に策定した「全社協 福祉ビジョン2020」の内容を踏まえたものです。

とくに重視したのが、社協が地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の中核を担う組織として、その役割、機能を発揮することです。そのために、「ビジョン2020」において、社協の重要な役割、機能と

して掲げる、地域の幅広い関係者の「プラットフォーム(連携・協働の場)」となることを意識した取り組みを推進すべきものとしています。さらに社協の組織のあり方についても、状況変化に応じた見直しの必要性を指摘しています。

第2次改定版「経営指針」に示す今後の市区町村社協経営のポイントは大きく次の3点であり、その具体的内容は次頁表のとおりです。

### 【今後の市区町村社協経営のポイント】

- ①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築(包括的な支援体制づくり)
- ②市区町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編
- ③市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進

市区町村社協は、これまでも地域の福祉推進に大きな役割を果たしてきました。しかし、今後、一層複合化・多様化する地域住民の生活課題に対応していくためには、さらに幅広い関係者との連携が重要となります。

地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業、さらには福祉分野以外の幅広い関係者とともに、めざすべき「地域の姿」を共有し、それぞれの力を効果的に発揮することで地域福祉の推進が図られるよう、連携・協働の中核を担っていくとともに、自らがセーフティネットとしての役割を果たしていけるよう、さらなる取り組みを進めることとしています。

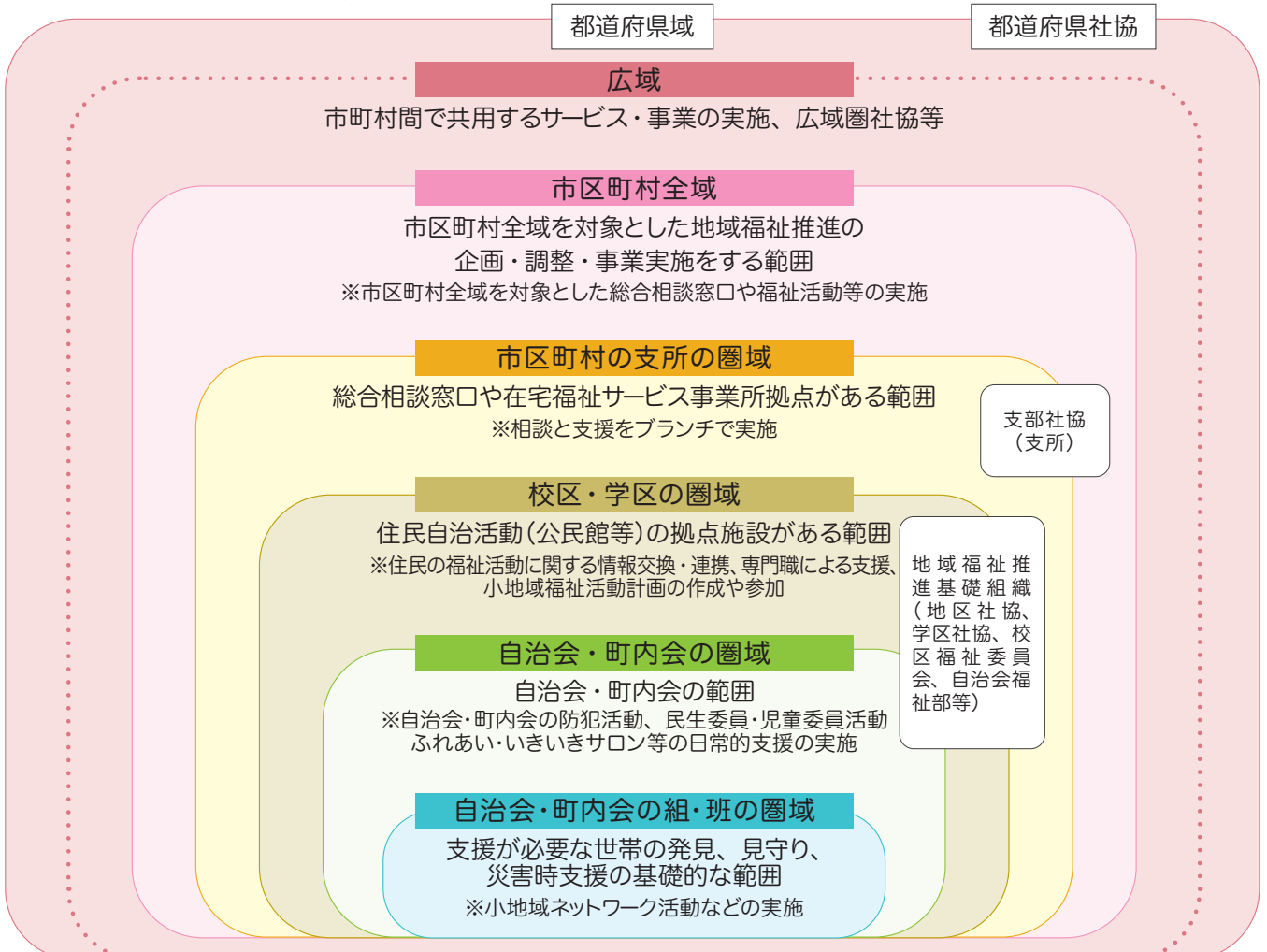


## 今後の市区町村社協の 組織運営におけるポイント

項目	ポイント
1. あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築 (包括的な支援体制づくり)	地域住民の複合化・多様化した支援ニーズに対応するため、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制づくりが求められている。そのために専門職による多職種連携や多機関協働、地域住民やボランティア等との協働による地域づくりが必要になる。 このことは、令和2年の改正社会福祉法における、①相談体制、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に重なるものである。
2. 市区町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編	組織が一丸となって、相乗効果によって課題解決力を高めるため、部門間の連携を強化し、信頼感の強い協働関係をつくるとともに、必要に応じて組織機構の改編を行うことが求められる。
3. 市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進	今後の少子高齢・人口減少社会を見据え、広域の視点から地域福祉のあり方を検討・計画化し、具体的な組織基盤の整備や事業・活動の連携・協働の推進が求められる。

## 市区町村社協の事業・活動における 圏域設定のイメージ

※ひとつのイメージであり、地域により多様な設定がありうる



厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」掲載図に一部加筆

# 「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、それぞれに「行動方針」を策定し、取り組みを推進

全社協の構成団体である各種別協議会においては、「全社協 福祉ビジョン2020」が掲げる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、それぞれの組織および会員の特性を踏まえた「行動方針」を策定、重点課題、目標等を設定し、取り組みを進めています。

前頁までにご紹介した全国民生委員児童委員連合会および全国社会福祉法人経営者協議会を除く10の協議会の「行動方針」(名称はそれぞれ異なる)の概要をご紹介します。

協議会	「行動方針」等の概要・重点等
<p>全国社会就労センター協議会 (略称：セルプ協)</p> <p>※会員は障害者就労施設・事業所</p> 	<p><b>楽しく働き、心豊かに暮らす～SELP Vision 2030～</b> <b>みんなの夢を実現するための11チャレンジ</b> (2021年5月)</p> <p>セルプ協では、会員である全国の社会就労センターとともに、障害の有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが地域のなかで必要とされ、自分の力を活かして楽しく働き、活躍できる社会の実現をめざしています。</p> <p>そのための2030年までの取り組み目標を定めたものが「SELP Vision 2030」であり、①楽しく働き、夢を実現!、②地域に元気と笑顔を届ける!、③SELPネットワークはセーフティネットワーク!、④SELPチャレンジが未来を拓く!、という4つの柱のもとに11のチャレンジ(取り組み)を示しています。</p>
<p>全国身体障害者施設協議会 (略称：身障協)</p> <p>※会員は重度身体障害者への支援を中心に行う障害者支援施設等</p>	<p><b>身障協ビジョン2022</b> (2022年3月)</p> <p>身障協は基本理念として、①最も援助を必要とする最後の一人の尊重、②可能性の限りない追及、③共に生きる社会づくり、を掲げています。</p> <p>そのうえで、組織としてめざすべき方向や取り組みを示したものが「身障協ビジョン」であり、「全社協 福祉ビジョン2020」を受けた行動方針として「身障協ビジョン2022」に改定しました。倫理綱領に掲げる3つの基本理念と、①利用者、②職員、③事業所(者)の3つの視点でそれぞれを支援するための組織であるという基本方針のもと、障害者権利条約の考え方を踏まえ、地域共生社会とSDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしています。</p>
<p>全国保育協議会 (略称：全保協)</p> <p>※会員は公私立の認可保育所および認定こども園等</p> 	<p><b>全保協 将来ビジョン～「すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現」をめざして</b> (2021年9月)</p> <p>全保協では、2006(平成18)年に「将来ビジョン」を策定して以後、改訂を重ね、現在の「ビジョン」が第四次改訂版となります。</p> <p>「将来ビジョン」では、その基本理念として「すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現」を掲げ、①子どもの育ちを保障する、②子育て家庭を支える、③多様な連携と協働をつくる、④子育て文化を育む、⑤子育て・子育てを支援する仕組みをつくる、という5つの目標のもと、その実現に向けて25のアクション(具体的行動)を示しています。</p>
<p>全国保育士会</p> <p>※会員は認可保育所および認定こども園勤務の保育士等</p> 	<p><b>「全社協福祉ビジョン2020」を踏まえた全国保育士会 行動方針</b> (2020年10月)</p> <p>この「行動方針」は、「全社協 福祉ビジョン2020」が掲げる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、保育士(会)の取り組みの考え方を整理したものです。</p> <p>具体的には、①子ども主体の保育の質および保育士の専門性の向上と発信、②子どもの人権を守る、③保育を支える人材の確保・育成・定着を図る、④ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて、多様な実践を図る、⑤災害発生時に迅速な支援に取り組むための平時からの体制整備、⑥保育士会組織の強化、の6つの行動方針を設定し、それぞれに具体的な取り組みを示しています。</p>

協議会	「行動方針」とその概要・重点等
全国児童養護施設協議会 (略称：全養協)  ※会員は児童養護施設	<b>全国児童養護施設協議会「全社協 福祉ビジョン2020」行動方針</b> (2020年12月)  「全社協 福祉ビジョン2020」が掲げる「ともに生きる豊かな地域社会」においては、これまで以上に児童養護施設が培った養育の専門性や機能の発揮が期待されるとして、その取り組みの方向性を整理しています。 具体的には、①子どもの権利擁護の推進と社会的養護の更なる質の向上・機能強化、②人材の確保・育成・定着、③様々な関係機関との連携・協働、子ども・子育て施策の基盤強化、④多様な実践と蓄積された専門性の地域への還元、⑤発災時の迅速な支援のための体制整備、の5つを「行動方針」として示しています。
全国乳児福祉協議会 (略称：全乳協)  ※会員は乳児院  	<b>「乳児院における養育の質の向上と支援の充実」を実現するための行動方針</b> (2021年2月)  全乳協が2019(令和元)年にまとめた乳児院の今後のあり方としての「乳幼児総合支援センター」構想に基づく高機能化・多機能化を進めるとともに、「全社協 福祉ビジョン2020」に基づく全乳協の行動方針を定めたものです。 具体的には、①多様な機関・組織との重層的な連携・協働の深化、②多様な実践の増進、③人材の確保・育成・定着、④養育・支援の質の向上、⑤組織の基盤強化、⑥国・都道府県・市町村とのパートナーシップの強化、⑦地域共生への理解と参加の促進、⑧災害への備え、の8つを「行動方針」として示しています。
全国母子生活支援施設協議会(略称：全母協)  ※会員は母子生活支援施設	<b>全社協福祉ビジョン2020に基づく全国母子生活支援施設協議会行動方針</b> (2020年10月)  全母協では、今後の母子生活支援施設のあり方として、地域におけるひとり親家庭の総合支援機能を担う「ひとり親家庭支援センター」をめざす「全母協ビジョン」を提示しており、この「行動方針」は、「全母協ビジョン」および「全社協 福祉ビジョン2020」実現のための取り組みの方針を定めたものです。 具体的には、①母と子の最善の利益の実現、②多様な実践、③母子支援を担う人材の確保・育成・定着、④組織の基盤強化、⑤災害に備える体制整備、の5つを「行動方針」として示しています。
全国福祉医療施設協議会 (略称：医療協)  ※会員は無料低額診療事業を行う病院・診療所	<b>新型コロナウイルスの影響にともなう生活困窮者等への支援～福祉医療施設における実践の方向性～</b> (2020年6月)  医療協の会員である福祉医療施設は、医療機関でもあり、医療と福祉両方の専門性を有しています。医療協として、会員による無料低額診療事業の継続的实施とともに地域の生活困窮者支援を図るべく、その実践の方向性を整理したものです。 具体的には、①生計困難者、生活困窮者への適切な医療(無料低額診療)の提供、②無料低額診療事業の周知および受診に向けた福祉医療施設の役割や機能の「見える化」、等の4項目を提示しています。
全国救護施設協議会 (略称：全救協)  ※会員は救護施設	<b>救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動方針</b> (2018年5月)  救護施設による生活困窮者支援の推進のため、全救協では、①救護施設として制度化されている取り組み、②救護施設の機能をさらに活かす取り組み、③地域への公益的な取り組み、④生活困窮者自立支援制度への取り組み、という4つのカテゴリーを設定し、取り組みを進めていますが、現在、とくに次の2項目を重点項目として取り組んでいます。 <b>【重点項目】</b> ・生活困窮者自立支援制度の認定就労訓練事業をすべての救護施設で実施 ・第三者評価事業の受審を促進し、救護施設の「見える化」を進める
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  ※会員は地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター	<b>地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像&lt;ビジョン&gt;</b> (2022年3月)  人と地域それぞれが個性を輝かせながら支え合い、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2032年までを取り組み期間とし、全国のセンターの共通理解のもとで取り組む方向性と協議会としての「行動指針」を示したものです。 ビジョンとして掲げる方向性として、①自分らしく暮らし続けられる地域づくり、②生き生きと働き、地域の信頼を得られる人材の育成、③分野を超えた相談支援への貢献の3点を、また協議会の「行動指針」では、会員センターのネットワーク拡大と実践力の向上等3分類8項目を示しています。



# 活動ハイライト2021

## この1年間の取り組みから

2021(令和3)年度、本会では「全社協 福祉ビジョン2020」に係る本会の「行動方針」に基づき、次の3項目を事業の最重点として取り組みました。

- (1) 地域共生社会に向けた取り組みの強化
- (2) 福祉人材の確保、育成、定着の促進とサービスの質の向上
- (3) 大規模災害対策・体制整備の推進

以下、この1年間の本会事業における主な取り組みをご紹介します。

### ポイント1 仕組みを作る

## 地域共生社会に向けた連携・協働の推進

### 社協と社会福祉法人・福祉施設の連携強化

地域社会が変化するなか、単独の機関や制度・サービスだけでは対応できない地域生活課題、福祉課題が増加しています。また、自ら支援を求めることができず、制度やサービスを利用できない人びとへの支援も大きな課題となっています。こうしたなか、社協と社会福祉法人・福祉施設の連携により、こうした課題の解決への取り組みを推進するため、地域福祉推進委員会は、両者の連携・協働の意義や市区町村域における具体的な方策、先行事例を紹介する「社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策」(2021年6月)をとりまとめました。

さらに、社協職員と社会福祉法人・福祉施設職員がそれぞれの専門性を持ち寄って学び合い、具体的な取り組みにつなげることを目的に、「地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修」プログラムを作成しました。市区町村圏域での実施を視野に、まずは都道府県・指定都市社協、都道府県経営協等を対象とした講師養成研修を開催しました(2021年11月、2022年3月)。



長門市社会福祉法人  
地域公益活動推進協議会  
地域生活課題の調査で明らかになった高齢者世帯等の粗大ごみ出しの課題に取り組む



ソーシャルワーク研修用のテキストとして発行した「みんなでめざそう!地域づくりとソーシャルワークの展開」(2021年8月、本会出版部より刊行)

### 推進方策

- 1 市区町村域や日常生活圏域に連携・協働の場をつくる
- 2 地域生活課題の発見と情報共有を進める
- 3 地域生活課題の解決に向けた具体的な事業・活動を実施する



ポイント2  
人を育む

# 社会福祉のこれからを担う人材の育成



## 「ふくし未来塾」開講

人口構造が大きく変化するとともに地域生活課題が一層厳しさを増すなか、社会福祉の制度の枠にとどまることのない新たな共生社会を創造し、牽引するリーダーを育成すべく、新たに「ふくし未来塾」を2021年10月に開講しました。社会福祉法人の次世代の経営者をめざす人材を対象に、社会福祉の理論と実践の実学とともに、実務家として求められる倫理的価値観の形成と人間力の涵養をめざします。

## 社会福祉HERO'S TOKYO

「社会福祉の仕事は、クリエイティブで面白い!」、全国社会福祉法人経営者協議会は、社会福祉の現場でさまざまな挑戦を行っている若手職員によるスピーチコンテスト「社会福祉HERO'S」を2021年5月(2020年度から延期)および2022年3月に開催しました。若年層をメインターゲットにした福祉の仕事の魅力の発信によるポジティブイメージ形成のためのイベントですが、これまで4回の開催を通し、登壇者や所属法人にとっても意識の向上や新たな人材確保、地域での法人理解にもつながっています。

ポイント3  
人権の尊重

# 福祉の理念に基づく 利用者の権利擁護の実現

## 検討会報告書「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて」

創設から20年を迎える福祉サービス第三者評価事業は、受審施設・事業所数の伸び悩みとともに、評価機関の数や質の確保などの課題が指摘されています。そこで、今後の事業のあり方について検討会を設け、2022年3月に報告書を取りまとめました。本事業の意義・目的をあらためて整理したうえで、「利用者の権利実現」を図るものとして、本事業の役割の再検討の必要性を強調しています。

## 「障害者虐待防止研修のためのガイドブック」改訂

障害者への虐待防止のため、2022年度から障害福祉サービスの運営基準が見直され、職員への虐待防止研修の実施が義務化されました。こうした情勢を踏まえ、障害者支援施設従事者向けの研修プログラムや研修方法をまとめた「障害者虐待防止のためのガイドブック」を2022年1月に改訂しました。

## 日常生活自立支援事業の充実

認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力が十分ではない方を対象とする「日常生活自立支援事業」は、2021年度末時点で全国で約5万7千人が利用しており、社協が行う住民の権利擁護のための中核的な事業となっています。

しかし、予算上の制約等から支援を担う社協の専門員や生活支援員の不足、生活保護制度利用者の増加等の課題が顕在化しており、全社協ではそうした課題の解決への検討や支援の質の充実への取り組みを進めています。

### 日常生活自立支援事業の実施状況

	2021年度累計	1999(平成11)年10月からの累計
問合せ・相談件数	228万8,030件	2,562万6,114件
新規契約締結件数	1万830件	20万2,517件
現在の契約件数※3月末	5万6,549件	

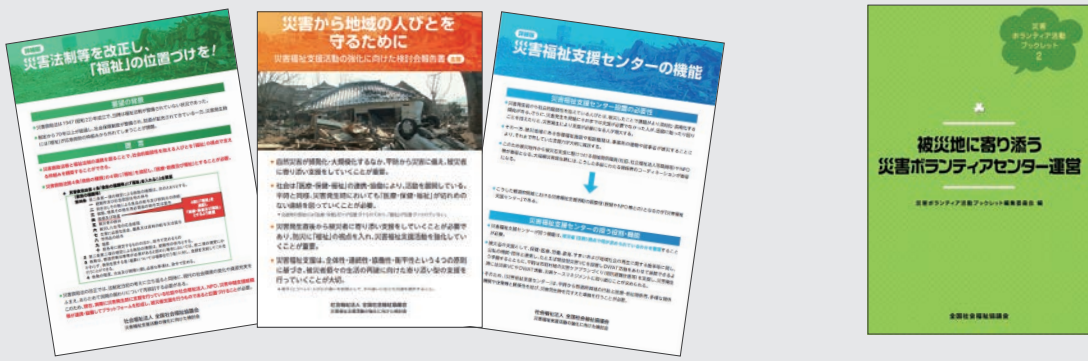
ポイント4  
災害に備える

# 災害福祉支援の強化のために

## 検討会「災害から地域の人びとを守るために」

大規模災害が相次ぐなか、被災者への福祉支援の重要性が高まっています。そこで、「災害福祉支援活動の強化に向けた検討会」を設置し、2022年3月にその報告をとりまとめました。

そのなかでは、平時からの災害への備えを推進するための中核となる「災害福祉支援センター(仮称)」の整備を進めるとともに、災害救助法等を改正し、災害時における「福祉」支援の位置付けの明確化を図るよう提言しています。



## 被災者に寄り添う災害ボランティア活動とするために

今日、被災地において災害ボランティア活動が果たす役割は大きく、被災者とボランティアとのマッチングを担う災害ボランティアセンター(災害VC)の運営には地域の実情を踏まえた配慮が求められます。

これまでの被災地での実践の積み重ねをもとに、災害VC運営の心構えや留意点などをまとめたブックレット「被災地に寄り添う災害ボランティアセンター運営」を刊行し、関係者の理解促進を図っています。

ポイント5  
地域を支える

# 地域で活動する人びとへの支援

## 民生委員・児童委員の一体性を守るための取り組み

地域で活動する民生委員は児童委員を兼ねており、地域の子どもたちや子育て家庭の見守りや、子育てに関する不安や困りごとの相談・支援にあたっています。

国の子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」が2023年4月に設置されることに伴い、児童福祉法に基づく児童委員制度の所管が厚生労働省からこども家庭庁に移管されることになります。

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員活動と児



岸田総理と民生委員・児童委員との車座懇談会から(2022年5月)

童委員活動の一体性が今後とも維持されるよう、関係省庁および関係国会議員等への要望活動を展開しました。

その結果、民生委員・児童委員の委嘱および主任児童委員の指名は引き続き厚生労働大臣が行うこととされたことに加え、民生委員法、児童福祉法それぞれに、内閣総理大臣(内閣府の長)と厚生労働大臣の連携・協力規定が盛り込まれました。

## 身元保証人確保対策事業の拡充

児童養護施設等に入所中または退所した若者等の大学等への進学、就職や住宅賃借契約に際しては、身元保証人の確保が大きな課題となっています。そこで全社協では、身元保証人を引き受けた施設長等が本人にかわって賠償を求められた際に、保険の仕組みを活用して補償を行うことで保証人を引き受けやすい環境を整備し、退所児童等の社会的自立の促進につなげるための事業を実施しています。

本事業の保証内容の充実に向け、厚生労働省や保険会社等と協議を重ねた結果、入院時の身元保証制度の導入や被保証人の範囲拡大が実現しました。



## ポイント6 世界とつながる

# アジア各国との交流・支援

## アジア社会福祉従事者研修修了生との交流

アジア各国においても、新型コロナウイルス感染症の流行が続き、全社協としてアジア諸国から研修生を受け入れ、日本の福祉制度や実践を学んでもらう「アジア社会福祉従事者研修」は前年度に続き見送らざるを得ませんでした。

しかし研修修了生とのオンライン交流会を開催し、各国におけるコロナ禍における福祉活動の状況を情報交換し、各国との絆の維持・強化に取り組みました。

また、研修修了生が日本での学びを生かし、それぞれの地域で取り組む福祉活動を支援する「修了生福祉活動助成事業」を行っています。



子どもへのコロナの影響の調査(助成事業)

助成を通じて、コロナ禍においても創意工夫を凝らしながら福祉活動に奮闘する修了生たちの活動を支援しました。

## コロナ禍を踏まえたまちづくりについて情報交換

韓国、台湾、香港、モンゴル、日本がメンバーである国際社会福祉協議会「北東アジア地域会議」を初めて日本の主催によりオンラインで実施しました。

会議では、「誰ひとり取り残さない包摂的な福祉コミュニティの形成 ～Afterコロナを見据えて」をテーマに、コロナ禍で生じた福祉課題を踏まえつつ、福祉のまちづくりや具体的な取り組みなど、政策動向や現場実践について情報共有を図りました。



香港の実践レポート「香港の文化的多様性と社会的包摂を促進します」

会長メッセージ

コロナ禍での社会福祉

特集  
2020の推進  
全社協福祉ビジョン

活動ハイライト2021

全社協の組織・法人概要

参考

## ポイント7 福祉を伝える

# 社会福祉への理解促進に向けた情報発信

## 民生委員・児童委員制度を社会に発信 ～ACジャパンによる広報～

近年、民生委員・児童委員への期待の高まりの一方、新たな担い手となる人材の確保が課題となっています。そこで、全国民生委員児童委員連合会では、幅広い世代に民生委員・児童委員の存在やその役割をわかりやすく伝える広報活動に力を注いでいます。

その一環として、2021年7月から2022年6月まで、ACジャパン(旧:公共広告機構)での広報活動(テレビ、ラジオ、新聞広告等)を展開し、関係のCMが広くテレビでも放映されました。

## 子どもの健やかな育ち、生きがいのある長寿社会を提唱

全社協は「児童福祉週間」および「老人の日・老人週間」の主唱団体のひとつとして、広く社会に対して福祉の啓発に取り組んでいます。

「児童福祉週間」は、国民に児童福祉の理念の周知とともに児童福祉に対する理解と認識を深めてもらえるよう、

1947年(昭和22年)より毎年5月5日の「こどもの日」を中心に実施されています。

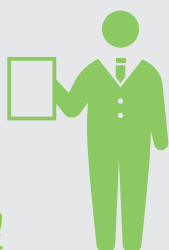
また、「老人の日・老人週間」は、戦後の敬老事業から始まり、豊かな長寿社会の実現をめざし、老人福祉法において9月15日を「老人の日」(以前は「敬老の日」)、同日から21日までを「老人週間」と定めています。

全社協は、ポスターの制作や普及・啓発活動をはじめ、児童福祉週間の「標語」の募集など、国民の福祉への理解促進を図るべく取り組んでいます。



## 数字で見る全社協

## 2021



## 政策提言、要望

80件

(うち、新型コロナウイルス感染症関連39件)

社会保障政策、福祉制度に関する提言・要望等を政策委員会やその構成組織から厚生労働省等へ提出しています。

2021年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、全国の社会福祉施設・事業所で働く職員のワクチン優先接種をはじめ、緊急小口資金等の特例貸付の運用等について関係者からの声を集約し、要望を重ねました。

また、こども家庭庁の創設や児童福祉法改正等、制度改正に対応した要望・提言などにも取り組みました。

〈その一例〉

- 2022(令和4)年度社会福祉制度・予算等に関する要望書(2021年5月)
- 長期化するコロナ禍に対応する公的給付等や相談支援の強化の緊急要望(2021年8月)
- 社会的養護関係施設が担う役割・機能の強化に向けた要望書(2021年9月)
- こども家庭庁設置に向けた要望書(2022年2月)

社会福祉の各分野について、実態把握のための調査や、今後のより良いあり方に関する研究事業を実施し、その成果を踏まえた提言・要望を行うことで、福祉諸制度の改善・充実につなげています。



## 調査研究

45件

〈その一例〉

- 「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」報告書(2021年8月)
- コロナ禍における社協による生活困窮者支援の状況に関する調査 報告書(2022年1月)
- 「災害福祉支援活動の強化に向けた検討会」報告書(2022年3月)



各分野の  
全国大会の開催

12 分野



6,625 人

各構成組織の全国大会を、オンラインの活用などの工夫をこらしつつ、2年ぶりに開催するところとなりました。

このうち、全国民生委員児童委員大会は、災害やコロナ禍による中止が続いていましたが、4年ぶりに約千人の民生委員・児童委員が集合し開催しました(於：京都市)。

セミナー・研修等の開催

151 回

40,977 人

集合・対面での開催に制約があるなか、web活用による参加の利便性を活かしたことで受講者数が増加、福祉の職場で働く人びとの知識・技術の向上、資格取得等の機会を提供できました。

うち中央福祉学院開催の研修事業の実績

独自研修	13種類	23回	6,943人
委託補助事業	4種類	6回	2,031人
計	17種類	29回	8,974人



出版事業および広報・情報提供  
全社協出版部 新規刊行図書・雑誌

80 点

月刊誌以外にも、福祉関係教材や実務・実践に役立つさまざまな参考図書を刊行しています。



種別協議会等機関誌(紙)

22 種類

各協議会等において、関係制度の最新情報、会員における具体的活動紹介等を内容として会員等向けに発行しています。



会長メッセージ

コロナ禍での社会福祉

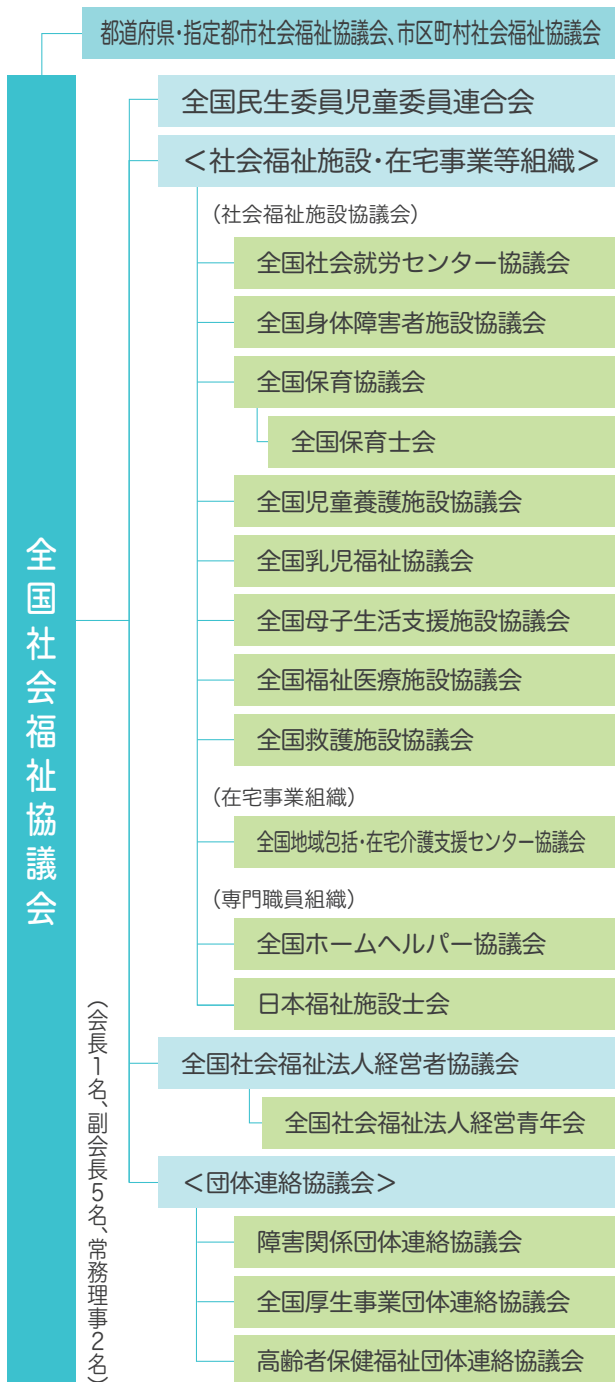
特集  
全社協福祉ビジョン  
2020の推進

活動ハイライト 2021

全社協の組織・法人概要

参考

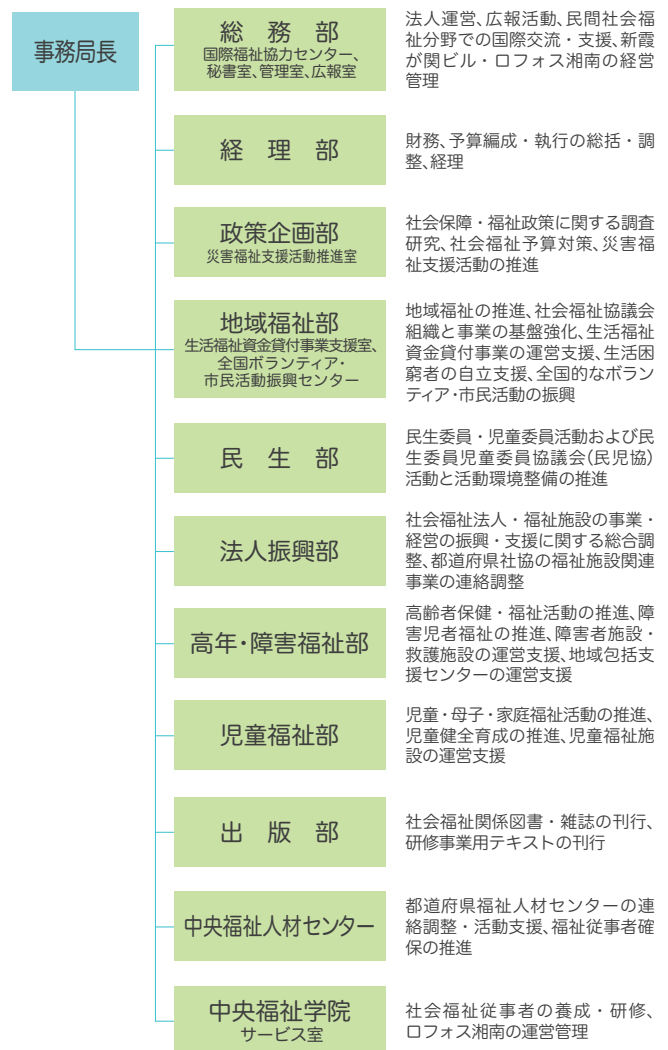
# 全社協の組織・法人概要



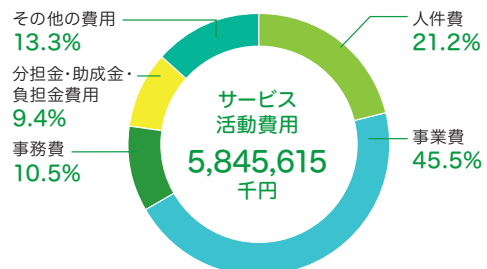
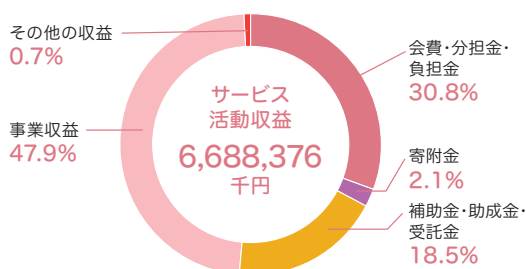
全社協は、47都道府県社協の連合会としての性格を基本に、社会福祉の分野別の全国団体(15協議会・3団体連絡協議会)を内部組織として設置しています。よりよい福祉制度の実現、福祉サービスの質や専門性の向上をめざし、これら協議会・団体と連携・協働して事業を推進しています。

## 事務局体制

(2022年7月1日現在)



## 全社協の財政(2021年度決算)



注:上記には建物の修繕費やシステム開発費等は含まれていません。

# 分野別全国団体(内部組織)の活動紹介

※会員数は2022年4月1日現在、重点事業は2022(令和4)年度事業の重点

(15協議会・3団体連絡協議会)

全国の民生委員・児童委員と  
民児協活動の推進、支援



## 全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員数 / 230,851人

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会(民児協)を構成団体とし、全国23万人余の民生委員・児童委員の活動を支援する全国組織。

### [重点事業]

1. 民生委員・児童委員制度や活動のより良い環境づくり
2. 持続可能な民生委員・児童委員制度と活動を考える
3. 民生委員・児童委員活動への理解となりてのすそ野を広げる

障害者の「楽しく働き、  
心豊かにくらす」を支える



## 全国社会就労センター協議会

会員数 / 1,379施設

障害のある人びとの「楽しく働き、心豊かにくらす」を支えるために社会就労センター(障害者就労支援施設・事業所)事業の発展をめざす組織。

### [重点事業]

1. 社会に貢献できる人材を育成し、職員、障がいのある方の夢の実現
2. 誰もが住みやすい地域づくりへの貢献
3. ともに心豊かに暮らせる社会をめざす
4. 世界に日本の実践を発信し、障がい者の就労支援のグローバルスタンダードを牽引する

最も援助を必要とする最後の一人の尊重

## 全国身体障害者施設協議会

会員数 / 515施設

主として重度身体障害者への支援を行う障害者支援施設を会員とする組織。

### [重点事業]

1. 「適切なケア」によるサービスの質の向上に向けた取組み
2. 障害福祉を取り巻く施策への対応
3. 共に生きる社会づくりの推進に向けた検討

「すべての子どもの権利と育ち  
を保障していく社会」  
の実現をめざす



## 全国保育協議会

会員数 / 21,604施設

全国の公私立認可保育所・認定こども園等を会員とする組織。

### [重点事業]

1. 人口減少地域の保育課題の検討と提言
2. 制度政策の転換への対応
3. 組織基盤の強化、財務状況健全化に向けた検討

すべての子どもの育ちを支える  
保育の実現



## 全国保育士会

会員数 / 188,353人

全国の公私立認可保育所・認定こども園等に勤務している保育士・保育教諭等を会員とする組織。保育の質の向上をはかる事業を展開する。

### [重点事業]

1. 社会の変化に対応した保育内容の実践と発信
2. 地域支援事業に向けた取り組み
3. 保育士会組織の強化と支援体制の強化
4. 保育の魅力発信

日々の養育と退所後支援を担う  
児童養護施設を支える

## 全国児童養護施設協議会

会員数 / 605施設

全国で約2.5万人の児童が生活する児童養護施設を会員とする組織。

### [重点事業]

1. こども家庭庁の創設および改正児童福祉法に基づく児童養護施設のあり方等の検討に向けた対応
2. 子どもの人権擁護と最善の利益の保障の推進
3. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化
4. 子どもたち一人ひとりに対する継続的な自立支援の強化
5. 大規模災害に備えた支援体制の構築と防災・減災対策の推進
6. 新型コロナウイルス感染症への対応

会長メッセージ

コロナ禍での社会福祉

特集  
全社協福祉ビジョン  
2020の推進

活動ハイライト2021

全社協の組織・法人概要

参考

## 乳幼児を守り家族の養育を支える 乳児院の全国組織



### 全国乳児福祉協議会

会員数 / 146 施設

全国で3,500人余の乳幼児を養育し、その保護者を支援する乳児院を会員とする組織。

#### [重点事業]

1. 「乳幼児総合支援センター」の具体化と関係者への理解促進
2. 乳児院における養育の質の向上と支援の充実
3. 新型コロナウイルス感染症への対応

## 母親と子どもを支える全国の 母子生活支援施設を支援

### 全国母子生活支援施設協議会

会員数 / 200 施設

全国で約3,000世帯、児童約4,870人が利用する母子生活支援施設を会員とする組織。

#### [重点事業]

1. 児童福祉法改正をめぐる諸課題への対応と「私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)」(全母協ビジョン)の実現に向けた取組の推進
2. 新型コロナウイルス感染症・大規模災害発生時への備えと対応
3. 母子生活支援施設の利用促進・利用拡大
4. 全母協の財政基盤の強化

## 無料低額診療事業を行う福祉医療施設の全国組織

### 全国福祉医療施設協議会

会員数 / 150 施設 (病院・診療所)

生活困窮者や外国人等、多様で複雑な生活課題をもつ人びとに対し、無料低額診療事業を行う病院・診療所(福祉医療施設)を会員とし、福祉医療実践の充実と事業の理解促進をめざして活動する組織。

#### [重点事業]

1. 無料低額診療事業、福祉医療実践の実施状況や課題の把握とPR(実施状況調査、コロナ影響調査等に基づく発信)。
2. 社会福祉法人等との連携・協働による専門性を活かした生活困窮者支援の展開
3. 無料低額診療事業の理解促進に向けた広報事業の強化(ホームページ、会報、メールニュース等)。

## 真に支援を必要とする人を受け止める 救護施設の全国組織

### 全国救護施設協議会

会員数 / 181 施設

生活保護法に基づく保護施設である救護施設を会員とする組織。

#### [重点事業]

1. 生活保護法の見直しに向けた保護施設のあり方検討への対応
2. 地域共生社会の実現に向けた行動指針の推進と社会への発信
3. 利用者の人権を尊重した支援と利用者主体の個別支援の質の向上
4. 救護施設の「見える化」の推進

## 地域包括ケアシステムの 中核的な担い手として

### 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

会員数 / 2,698 センター

全国各地の地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターが住民の期待に応え、地域共生社会の実現に向けたさらなる歩みを進めることができるよう活動する組織。(2021年度に協議会設立30周年)

#### [重点事業]

1. 会員センターのニーズを反映したさらなる事業展開
2. 協議会組織の強化
3. 広報活動の充実と発信力強化

## 在宅ケアの最前線を担う ホームヘルパーを支援

### 全国ホームヘルパー協議会

会員数 / 2,357 人

ホームヘルパーを会員として、その連絡調整、提言、研究協議等を行い、ホームヘルプサービスの発展向上を図る組織。

#### [重点事業]

1. 次期介護保険制度改正、令和6年度診療報酬・介護報酬同時改定に向けた課題整理
2. ホームヘルプサービスの質の向上を図るための取り組み
3. 組織体制のあり方に関する検討



## 施設長や管理者の自己研鑽と実践を支援



### 日本福祉施設士会

会員数 / 855 人

福祉施設士が、さらなる資質向上のための自己研鑽をはかる生涯研修を通じて、施設福祉・地域福祉の推進に寄与することを目的に活動する組織。

#### [重点事業]

1. 会員相互のつながりの強化と生涯研修の充実
2. 社会福祉法人の連携促進に向けた情報提供と実践の展開
3. 都道府県やブロック組織の活動強化

※「福祉施設士」は全社協会長が付与する独自資格であり、福祉施設長専門講座を修了した者

## 社会福祉法人の自律的な経営を支援



みんなの「生きる」を  
社会福祉法人

### 全国社会福祉法人経営者協議会

会員法人数 / 7,939 法人

社会福祉施設を経営する社会福祉法人を会員とし、福祉サービスを必要とする人びとだけではなく、地域に欠かすことのできない社会資源としての実践を進める組織。

#### [重点事業]

1. 福祉人材確保・育成・定着に向けた取組と効果的な広報戦略
2. 災害時支援体制の構築に向けた取組
3. 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の取組の強化

## 次代の社会福祉法人経営を担う人材の育成とその資質向上をめざす



みんなの「生きる」を  
社会福祉法人

### 全国社会福祉法人経営青年会

会員数 / 1,495 人

次代の社会福祉法人経営を担う50歳未満の法人経営者を会員とし、社会が求める社会福祉法人経営のあり方を追求し、その実践を通じて福祉サービスの一層の充実をめざす組織。

#### [重点事業]

1. 「会員メリットの追求」を目的とした組織体制・運営手段の再構築
2. テーマに基づいた委員会事業（会員の抱える悩み・課題の解決につなげるコンテンツの提供）

## 障害者の福祉向上と障害関係団体の連携・協働を図る

### 障害関係団体連絡協議会

構成団体数 / 20 団体

障害者福祉の向上、障害関係団体の連携・協働の推進を目的とする組織。

#### [重点事業]

1. 障害者の安心・安全な日常生活並びに社会生活の実現に向けた取り組み
2. 障害者福祉関係施策に関する情報提供および構成団体相互の意見交換

## 「生きづらさを抱える人を支援する4つの全国組織」の連絡会

### 全国厚生事業団体連絡協議会

構成団体数 / 4 団体

生活困窮状態等にある人びとの自立生活に向けた支援に取り組む関係4団体の連携を目的とする組織。

#### [重点事業]

1. 生活困窮者自立支援の具体化に向けた取り組み（厚生関係施設が支援を進めるために必要な情報提供等）
2. さまざまな支援を要する人びとへの対応・支援に向けた取り組み（地域のセーフティネット施設としての役割発揮に向けた支援機能強化の検討等）

## 高齢者介護・福祉を支える団体の発展的な連携体制を築く

### 高齢者保健福祉団体連絡協議会

構成団体数 / 2 団体

高齢者保健福祉分野の全国団体間の連絡調整や全社協の高齢者福祉関連事業等との連携を通じ、地域共生社会や2040年問題等の政策課題に対し、課題整理や改善に取り組む組織。

#### [重点事業]

1. 全社協各種委員会への委員参画を通じた連携・協働
2. 高齢者介護・福祉に関わる幅広い関係団体との懇談を通じた連携
3. 全社協が実施する高齢者福祉関係事業等との連携・協力

### 1 法律上の位置づけ

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。設置の根拠は昭和26(1951)年に制定された社会福祉事業法(現「社会福祉法」)です。

それぞれの都道府県、市(区)町村に設置され、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが住み慣れたまちで、安心して生活することができる「福祉のまちづくり」をめざしたさまざまな活動を行っています。

#### 社会福祉法(第4条)：地域福祉の推進

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 市町村社会福祉協議会が行う事業(社会福祉法第109条)

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④上記事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 2 設置数(2022年1月1日現在)

社協はすべての市町村(特別区含む)、都道府県および全国に設置されています。

- ・市区町村社会福祉協議会 1,825か所
- ・都道府県・指定都市社会福祉協議会 67か所
- ・全国社会福祉協議会

### 3 職員数

市区町村社協の職員数は全国で約12万9千人です(2022年1月1日現在)。

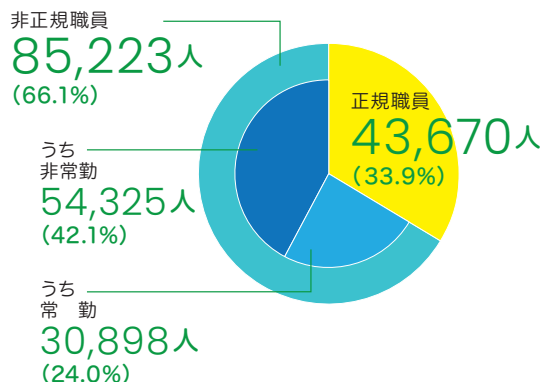
1社協あたりの平均職員数は71.3人であり、介護保険サービスを担う職員が全体の約4割を占めています。

【部門別職員数】

(単位：人)

	人数	割合	平均
事務局長・法人運営部門	9,624	7.5%	5.3
地域福祉活動推進部門	8,981	7.0%	5.0
ボランティア・市民活動センター	2,211	1.7%	1.2
相談支援・権利擁護部門	17,596	13.7%	9.7
介護保険サービス担当	50,864	39.5%	28.1
障害福祉サービス担当	10,180	7.9%	5.6
その他在宅福祉サービス担当	21,800	16.9%	12.1
その他(会館運営等)	7,637	5.9%	4.2
合計	128,893	100%	71.3

【雇用形態】



## 都道府県(指定都市)社会福祉協議会

都道府県社会福祉協議会は、県内市区町村社協の連絡調整のほか、福祉サービスの質の向上、利用者の権利擁護、福祉人材の確保・育成など広域(県域)で実施することが適当な諸事業を実施しています(一部の事業は指定都市社会福祉協議会も実施主体となっています)。

### ①日常生活自立支援事業

判断能力が十分ではない者を支援するため、福祉サービスの利用申し込みや契約手続きの支援、一定の範囲での金銭管理、通帳の保管などを実施(市区町村社協の協力を得て実施)。

- ・利用者数 56,549人
- ・問い合わせ・相談件数 2,288,030件

### ②福祉サービスに関する苦情解決

事業者・利用者間で解決できない福祉サービスに関する苦情について、県社協に設置された「運営適正化委員会」において、中立の立場から相談に応じ、解決に向けた助言、調査、斡旋を行う。

- ・年間受付件数 苦情4,775件、相談4,036件

### ③福祉の貸付(生活福祉資金貸付事業)

低所得の世帯に対し、無利子もしくは低利で教育費等の資金貸付を行うとともに、自立に向けて継続的な相談・支援を実施(市区町村社協、民生委員の協力を得て実施)。

員の協力を得て実施)。

- ・年間貸付状況(各資金計) 17,049件・81.6億円(速報値、コロナ特例貸付を除く)

### ④福祉サービスを担う人材の確保

福祉サービスを担う人材の確保のために、都道府県社協に設置された福祉人材センターにおいて、求人事業所と求職者のマッチングを行う無料職業紹介事業を実施。

- ・年間のマッチング実績(就業者数) 10,024人  
注：令和2年度

### ⑤各種研修事業の実施

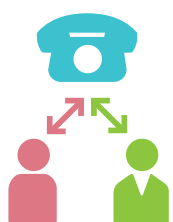
福祉サービスの質の向上等を図るため、福祉従事者を対象に、資格取得やスキルアップのための各種研修事業を実施。

- ・年間の実施研修 2,190課程・延べ4,360回

※上記は、全国での令和3年度実績をとりまとめたものです。

## 都道府県社会福祉協議会の主な活動状況(1県社協平均/年)

### 福祉サービスの質の向上



#### 運営適正化委員会

- ・苦情受付：101.6件
- ・相談受付：85.9件

### 日常生活自立支援事業

- ・利用者：844人
- ・問合せ・相談：34,150件
- ※市区町村社協が協力

### 福祉サービス利用者等の権利擁護



### 福祉人材の確保・養成



#### 福祉人材センター

- ・無料職業紹介による採用：213.3人
- ・職場説明会・合同面接会による採用：23.9人

#### 生活福祉資金貸付

- ・教育支援資金の貸付：257.9件 1.6億円
- ・緊急小口資金の貸付：98.0件 7百万円
- ※市区町村社協、民生委員が協力

### 低所得世帯への経済的支援



### 市区町村社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会は、住民に最も身近な社協として、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設をはじめ、地域住民を含む幅広い人びとと連携・協力しながら、さまざまな課題を有する住民を支える、福祉のまちづくりに取り組んでいます。

#### ① サロン活動

住民が気軽に集い、仲間づくりや健康づくりなどを行う「サロン」を運営しています(全国で8.7万か所)。参加対象者や活動内容もさまざまです。

##### ・ 設置か所数(平均)

市区93.5か所、町25.9か所、村14.0か所\*

#### ② ボランティア活動・市民活動の推進

ボランティア活動の振興や福祉教育の推進のためにボランティアセンターを設置し、さまざまなボランティア団体の活動を支援しています。

また、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、福祉の視点からボランティアの力を借りながら被災者支援活動を展開しています。

##### ・ ボランティア活動者 6,677,675人

##### ・ ボランティア団体 175,046団体 注:令和4年4月

#### ③ 総合相談事業

地域の人々が日常生活で抱えるさまざまな心配ごとや悩みごとに関する相談窓口を設け、対象や年齢、分野などを問わず相談に応じています。

##### ・ 実施社協数 1,247社協(全体の82.5%)\*

#### ④ 暮らしを支える在宅福祉サービス

高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、介護保険制度に基づくホームヘルプサービス(訪問介護)や障害者総合支援法に位置付けられた各種福祉サービスを実施するほか、住民が主体となった配食サービス等、独自の生活支援サービスを展開しています。

\*実施社協数および割合は、「社協活動実態調査2018」(回答数1,512社協、回答率81.9%)から引用しています。

### 市区町村社会福祉協議会の主な活動状況

#### 地域のふれあい活動



#### ふれあい・いきいきサロン

##### 【平均設置か所数】

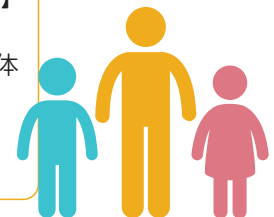
- ・市区：93.5か所
- ・町：25.9か所
- ・村：14.0か所

#### ボランティア活動

##### 【1社協あたり平均登録数】

- ・ボランティア：4,208人
- ・ボランティア団体：97団体

#### ボランティア活動の推進



#### 暮らしの心配ごとへの対応



#### 総合相談事業

- 【実施社協】82.5% (1,247社協)
- 【分野別の相談実施の割合】
  - ・法律相談 47.1%
  - ・消費者生活に関する相談 16.8%
  - ・健康に関する相談 15.5%
  - ・その他 40.3%

#### 介護保険サービス

- ・訪問介護 63.7%
- ・通所介護 38.0%
- ・訪問入浴介護 16.2%
- ・在宅介護支援 64.7%

#### 暮らしを支える在宅福祉サービス



#### 障害者総合支援法によるサービス

- ・在宅介護 60.6%
- ・重度訪問介護 46.8%
- ・同行援護 31.4%
- ・生活介護 18.6%

<参考>新たな地域課題への対応  
 ・子ども・子育て家庭への支援(食事サービス・子ども食堂) 11.6%  
 ・社会福祉法人・福祉施設等と社協の連携による公益的な取組 28.6%

\*これらは活動の一例です。



## 1 法律上の位置づけ

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域の福祉向上に取り組む奉仕者（身分は特別職の地方公務員）であり、無報酬で活動しています。

厚生労働大臣からの委嘱を受けて活動を行っており、全国で23万人余（うち主任児童委員約2.1万人）を数えます。

- 【根拠法】 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）
- 【現員数】 230,690人（令和3年3月31日現在）
- 【委 嘱】 厚生労働大臣、任期3年（再任可）
- 【職務に関する指揮監督】 都道府県知事
- 【報 酬】 無報酬（活動に要する通信費や交通費等の実費弁償費として年間約6万円を支弁）

## 3 活動状況（令和2年度実績）

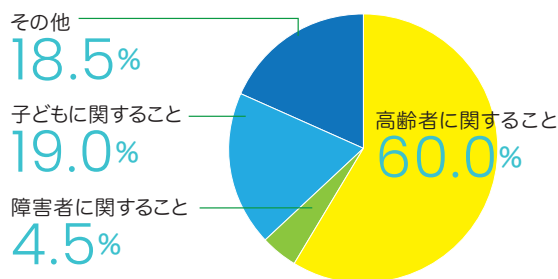
民生委員・児童委員は、それぞれが担当の区域をもって高齢者や障害者の見守りや訪問、子どもたちへの声かけなどを行っています。

地域住民のさまざまな悩みや困りごとの相談に応じ、内容に応じた適切な支援が受けられるよう、行政をはじめ地域のさまざまな機関・団体との「つなぎ役」となっています。

### 委員一人あたりの担当世帯数（基準）

東京23区・指定都市	220~440世帯
中核市・人口10万人以上の市	170~360世帯
人口10万人未満の市	120~280世帯
町村	70~200世帯

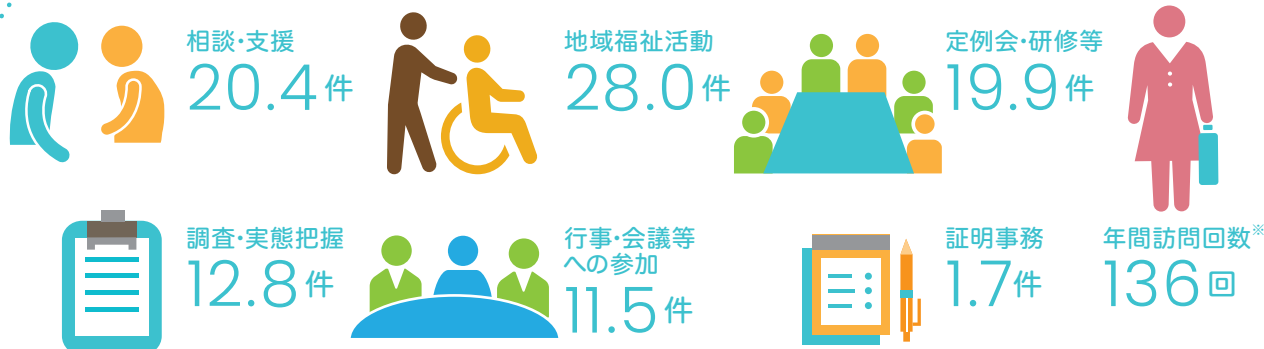
### 相談・支援の内容



### 年間総活動件数

年間総活動件数 **2,178万件**      一人あたりの活動件数 **94.4件**

### 年間活動の内訳（一人あたり）



※「訪問回数」は見守り、声かけなどを目的として、高齢者や障害者、子育て世帯などに対する訪問・連絡活動を行った延べ回数です。

### 1 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づき設置されている法人です。公益性・公共性の高い法人として、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行うことが期待されています。

#### 社会福祉法第24条(経営の原則等)

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

### 2 社会福祉法人数

社会福祉法人は全国に約2万法人あり、そのうち福祉施設を経営する法人が約1万8千法人を数えます。

社会福祉法人が設置・経営する福祉施設は分野別の各福祉法に基づく多様な施設があります(右頁表参照)。

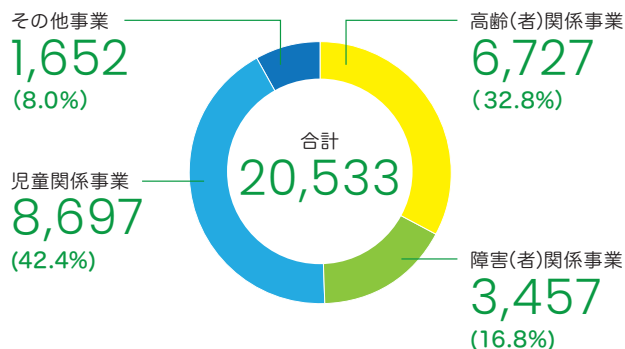
社会福祉施設経営法人	18,392
社会福祉協議会	1,880
共同募金会	48
社会福祉事業団	126
その他	539
合計	20,985

(出典:令和3年度福祉行政報告例)

### 3 実施事業区分別の状況(2020年4月1日現在)

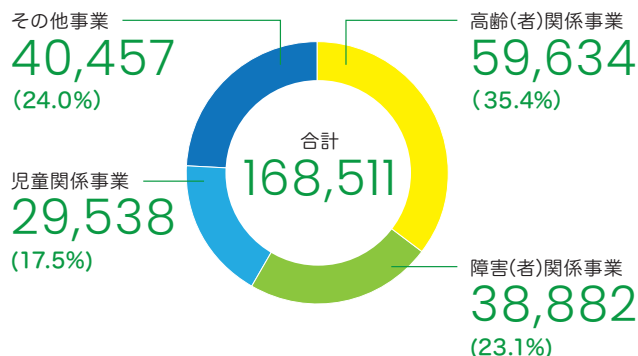
#### (1) 法人数

児童関係事業を実施している法人(42.4%)が最も多く、次いで、高齢(者)関係事業(32.8%)、障害(者)関係事業(16.8%)、その他事業(8.0%)となっています。



#### (2) 事業数

高齢(者)関係事業(35.4%)が最も多く、次いで、その他事業(24.0%)、障害(者)関係事業(23.1%)、児童関係事業(17.5%)となっています。



※ 独立行政法人福祉・医療機構資料による。

# 社会福祉施設の数および利用者等の状況

社会福祉法人経営を含めた全国の公私社会福祉施設の状況

令和2年10月1日現在、厚生労働省「社会福祉施設等調査」報告による

	施設数	定員(人)	在所要者数(人)	従事者数(人)
総数	80,723	4,034,944	3,642,649	1,209,999
保護施設	289	19,108	18,216	6,353
救護施設	183	16,345	16,288	5,928
更生施設	20	1,388	1,264	299
医療保護施設	56	...	...	...
授産施設	15	470	325	74
宿所提供施設	15	905	339	52
老人福祉施設	5,228	158,379	144,390	39,598
養護老人ホーム	948	62,958	55,696	17,179
養護老人ホーム(一般)	896	60,094	53,020	16,084
養護老人ホーム(盲)	52	2,864	2,676	1,095
軽費老人ホーム	2,321	95,421	88,694	22,419
軽費老人ホーム A型	190	11,242	10,508	2,608
軽費老人ホーム B型	13	568	393	41
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2,034	82,150	76,371	19,237
都市型軽費老人ホーム	84	1,461	1,423	533
老人福祉センター	1,959	.	.	...
障害者支援施設等	5,556	187,939	151,215	108,689
障害者支援施設	2,570	138,522	149,911	97,939
地域活動支援センター	2,849	47,671	...	10,513
福祉ホーム	137	1,746	1,304	237
身体障害者社会参加支援施設	316	...	...	...
身体障害者福祉センター	154	.	.	...
障害者更生センター	4	...	...	...
補装具製作施設	14	.	.	...
盲導犬訓練施設	13	...	...	...
点字図書館	71	.	.	...
点字出版施設	10	.	.	...
聴覚障害者情報提供施設	50	.	.	...
婦人保護施設	47	1,329	296	373
児童福祉施設等	45,722	3,058,717	2,807,519	835,885
助産施設	388	...	...	...
乳児院	144	3,835	2,812	5,453
母子生活支援施設	212	4,470	7,862	2,102
保育所等	29,474	2,858,117	2,624,335	691,834
幼保連携型認定こども園	5,721	582,959	570,421	163,013
保育所型認定こども園	1,049	118,766	96,007	25,019
保育所	22,704	2,156,391	1,957,907	503,801
地域型保育事業所	6,857	107,871	98,824	56,429
児童養護施設	612	30,900	24,841	20,001
障害児入所施設(福祉型)	254	8,876	6,476	5,530
障害児入所施設(医療型)	220	20,789	7,883	20,433
児童発達支援センター(福祉型)	642	19,544	37,730	10,461
児童発達支援センター(医療型)	95	3,144	1,951	1,509
児童心理治療施設	51	2,175	1,452	1,560
児童自立支援施設	58	3,468	1,216	1,818
児童家庭支援センター	144	.	.	...
児童館	4,398	.	.	18,756
児童遊園	2,173	.	.	...
母子・父子福祉施設	56	...	...	225
母子・父子福祉センター	54	.	.	223
母子・父子休養ホーム	2	...	...	2
その他の社会福祉施設等	23,509	609,472	521,013	218,875
授産施設	61	...	...	...
無料低額宿泊所	512	...	...	...
盲人ホーム	18	...	...	...
隣保館	1,061	.	.	...
へき地保健福祉館	33	.	.	...
日常生活支援住居施設	9	...	...	...
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	15,956	609,472	521,013	218,875
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	5,859	...	...	...

- 注: 1) 活動中の施設について集計している。  
 2) 定員及び在所要者数は、それぞれ定員又は在所要者数について、調査を実施した施設について集計している。  
 3) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。  
 4) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所要者は世帯人員であり、総数。児童福祉施設等の定員及び在所要者数には含まない。  
 5) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。また、在所要者は入所者数と通所者数の合計であり、その内訳は、入所者数127,064人、通所者数22,847人である。

(令和2年介護サービス施設・事業所調査から抽出)

令和2年10月1日現在

	施設数	定員(人)	利用率(%)	従事者数(人)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	8,306	576,442	96.0	481,000

- 注: 1) 回収率は91.5%である。  
 2) 開設主体には社会福祉法人以外も含まれているが、社会福祉法人の構成割合が95.4%である。

全国に広がる  
福祉関係者のネットワークで  
ともに生きる  
豊かな地域社会を  
めざします。

連携  
協働

### 市区町村社会福祉協議会

皆さんがお住まいのもっとも身近な地域で活動を行っています。



1,825 か所



職員約 13万人

### 全国社会福祉協議会

全国段階の社協組織として福祉サービスの担い手をはじめ、幅広い関係者との連絡調整や活動支援・制度改善に取り組んでいます。



1 か所



職員 132人

### 都道府県・指定都市社会福祉協議会

広域での地域福祉の充実をめざした活動を行っています。



67か所



職員約 1万7千人

### 15 種別協議会 3 団体連絡協議会

民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、福祉分野で働く専門職団体

ふれあいネットワーク

 社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

JAPAN NATIONAL COUNCIL OF SOCIAL WELFARE

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7820 (代表)

03-3581-4657 (総務部広報室)

URL <https://www.shakyo.or.jp/>